

南幌町地域包括ケア推進会議設置要綱

(設置)

第1条 南幌町の高齢者ができるだけ住み慣れた地域で自分らしく生活するために、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築及び推進を目的に南幌町地域包括ケア推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌業務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 地域包括支援センターについて

- ア 地域包括支援センターの設置に関する事。
- イ 地域包括支援センターの運営・評価に関する事。
- ウ 地域包括ケア個別会議に関する事。

(2) 地域密着型サービスについて

- ア 地域密着型サービス事業所の指定及び取消しに関する事。
- イ 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関する事。
- ウ 地域密着型サービス事業所の運営・評価に関する事。

(3) 地域包括ケアについて

- ア 新しい総合事業（介護予防事業）に関する事。
- イ 包括的支援事業及び任意事業に関する事。
- ウ 在宅医療介護連携事業に関する事。
- エ 認知症施策推進事業に関する事。
- オ 生活支援体制整備事業に関する事。

(4) その他推進会議が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に定める者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 介護保険サービス事業者

(4) 各種関係団体

(5) 町民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に、会長及び副会長を1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 推進会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 推進会議の議事は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、その所掌事務について必要があると認めるときは、委員以外の者の推進会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 この会の庶務は、南幌町保健福祉課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、「非常勤の職員に対する給与その他の給付に関する条例」に基づき支給する。ただし、常勤の職員である委員には、いずれも支給しない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。